

平成 28 年度第 1 回北区文化財保護審議会 審議要旨

日時：平成 29 年 2 月 2 日（木）10 時

場所：北区飛鳥山博物館会議室

【出席者】

<委員>加藤会長、石川副会長、佐野委員、谷川委員、根崎委員、山崎委員

<事務局>田草川教育振興部長、山本飛鳥山博物館長、大野事業係長、牛山学芸員、山口学芸員、田中学芸員

【次第】

1. 開会
2. 教育委員会挨拶
3. 委嘱状伝達
4. 正副会長選任
5. 正副会長挨拶
6. 諮問文の交付
7. 議題
 - (1) 北区指定有形民俗文化財「十条富士塚」の現状変更について
 - (2) 「滝野川村戸部家文書」を北区指定有形文化財(古文書)に指定することについて
 - (3) 「山川城官墓碑」を北区指定有形文化財(歴史資料)に指定することについて
8. その他 次回審議会の日程
9. 閉会 教育委員会挨拶

【議事要旨】

1. 開会
2. 教育委員会挨拶
3. 委嘱状伝達
4. 正副会長選任
5. 正副会長挨拶

6. 諮問文の交付

7. 議題

(1) 北区指定有形民俗文化財「十条富士塚」の現状変更について

○事務局 一資料説明一

○委員

現状では階段左側に碑等があるが、富士塚改修案の図でその部分はどうなるか。

○事務局

階段左側部分をすべて移すのは難しい。階段左側1mの部分は、改修後の階段の左側の部分に移す。1mを超える部分には集会施設が建つので、その部分については改修後の富士塚範囲内において保存を図っていく。

○委員

現状変更で対応する、ということは良いことだ。壊すことを前提にした指定解除はあり得ない。ただ、現状変更で収まるだろうか。文化財の価値が損なわれないことが大前提である。元は古墳だったものをコンクリート化して、本質的な価値が損なわれないか。

○事務局

指定理由では、江戸時代の富士塚を築造した痕跡を見ることができるところに価値がおかれている。塚のコンクリート芯は、崩れないようにするための手段としての提案と考える。

○委員

塚のコンクリート構造体自体に違和感がある。芯の部分は極力土で再検討して欲しい。

○委員

塚の石段の幅がかなり広がり、参道のような。山開きのためだけの富士塚ではない。その時だけを考えて石段を作る必要があるのか。

○事務局

現状の富士塚では正面から上がり、左から下山するが、改修案ではそれは難しいので、正面の階段を広くして昇降したい、と聞いている。

○委員

左側は集会所になるということだが、健全な富士塚は富士山を模した場所であるべきなので、半分が大きな建物になってよいのか。住民の意見はどうか。

○委員

左側の建物は、富士塚より大きい感じがする。この建物を作る目的が富士講の道具一式を保管する趣旨であればこの大きさはいらぬ。どれぐらいの大きさなのか。

○事務局

地域の講の方は拝みが必要で、集会所が必要だと聞いている。都市計画の最低限度高度地区のため、建物の高さは7m以上でないといけない。富士講側から、これぐらいの大きさのものは必要だという説明はあった。

○委員

建物を塚の裏側に持っていけないか。

○委員

消防団小屋を改造するなど工夫ができるのでは。富士山全体がユネスコの文化遺産でもあるのに北区の富士塚がこういう形ではよくない。

○事務局

消防団小屋は老朽化して取り壊す予定があり、難しい。

○委員

集会施設の問題が1番の問題である。富士山型の形状が保たれるようにするべきだ。大祭の折には塚の前面を歩道部分も含めて使うなど、集会所の縮小を検討してもらいたい。

○会長

富士講の行事がかなり変わってきている。この建物ができて行事のやり方がどう変わるのか把握しているか。お仮屋は作らないという前提なのか。

○事務局

まだはっきりとは確認がとれていない。

○委員

「現状変更」は良かったが、これは現状変更たり得るのか。富士塚だけでなく、古墳や塚など他に前例としてあるのか。現状を極力維持する方向で、いくつか複数案を提示してほしい。

○会長

今回の改修案では、階段の幅、建物の大きさ・場所・使い方、祭祀の在り方、構造（コンクリート造）の問題等がある。現状の塚をなるべく維持していく方向で検討していきたい。

(2)「滝野川村戸部家文書」を北区指定有形文化財(古文書)に指定することについて

○事務局 一指定議案書案を読み上げ一

○委員

目録の中の和歌・俳諧の部分について、「季語」とあるが「季題」という適する言葉があるので、それに則って目録を作った方がいい。

○委員

指定議案書の「内容」に、「地所譲渡証文を初見」とあるが、「初見」という言葉は不適當なのでは。「最も古いもの」としたほうが良いのではないか。

○事務局

そのように修正する。

○委員

古文書的には貴重な資料だ。幕末期の大砲製造に関しても他にはなかなか無い。

(3)「山川城官墓碑」を北区指定有形文化財(歴史資料)に指定することについて

○事務局 一指定議案書案を読み上げ一

○委員

「山川貞久後室逆修」とあるがその経緯は。

○事務局

経緯についてはよくわかっていない。調べてみたい。

○委員

指定の時点で、どういう状況か、現況の記録を残す必要がある。

○委員

石材についての情報は最低限必要となる。山川城官墓碑には台石もあるのであれば、参考となる。墓碑移転の記念碑も記載が必要か検討するべきで、指定に値するのではないか。

○事務局

山川城官の台帳登載時に必要な調査は行っているが、調査報告書のようなものは無い。

○会長

有形文化財と同じような石造物としての調査はちゃんとやってもらいたい。台帳登載では「山川城官一族墓碑」とされたが、二代目以降は北区と全く関わりを持たない。北区と関わるものとしては「山川城官墓碑」だが、ほかも(附として)指定に入れたほうがよい。

8. その他 次回審議会の日程

9. 閉会 教育委員会挨拶